

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
3月27日
(金曜日)

目次

- 規則
 - 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課).....一
 - クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課).....一
 - 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則(業務課).....二
 - 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則(農業振興課).....二
 - 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課).....二
- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定の解除(環境政策課).....五
 - 救急病院の認定(医療政策課).....六
 - 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....六
 - 県道路線の変更(道路整備課).....六
- 公告
 - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....六
 - ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課).....七
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....八
 - 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....八
 - 港湾施設に係る指定管理者の指定(港湾課).....八
 - 指定構造計画適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課).....九
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....九
 - 県宮梅香地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....九
 - 県宮川東西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....九
- 教委規則
 -九

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則.....一〇

○企業管理規程
 山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程.....一〇



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十三号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号ヨ中「カ」を「ヨ」に改め、同号中ヨをタとし、ルからカまでをヲからヨまでとし、又の次に次のように加える。

ル オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十四号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(平成二年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式中「(り)付(き)」を「(り)付(き)」に改め、同様式の添付書類2中「手札型」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル」の「もの」を「もの」

で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとす。」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十五号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年山口県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法、政令又は省令により知事を経て厚生労働大臣に提出する書類は正副三通とし、」を削る。

第十六条第三項第三号中「燻蒸」を「くん蒸」に、「昆虫」を「昆虫」に改める。

別記第二号様式中「はりすけ」を「貯け」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第九号様式中「燻化アルミニウム」を「くん化アルミニウム」に、「燻蒸」を「くん蒸」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十号様式及び別記第十一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十二号様式中「燻化アルミニウム」を「くん化アルミニウム」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十九号様式から別記第二十一号様式までの規定中「燻化アルミニウム」を「くん化アルミニウム」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十六号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和二十五年山口県規則第九十三号の二）の一部を次のように改正する。

別表の4の項中「のフ、イ又はウに定めるは乳動物由来たん白質、家禽由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう」を「に定める動物由来たん白質であつて、同表の2の(1)の表第2欄に定める確認済セラチン等以外のものをいう。以下同じ」に改め、同表の5の項中「牛由来の原料を原料として生産された普通肥料」を「牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料又は使用されることがある普通肥料」に、「牛由来たん白質」を「牛等由来たん白質」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項若しくは第二項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は同日前にした同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料に係る表示事項については、改正後の肥料取締法施行細則別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十七号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「補填金」を「補填金」に改め、同号を同項第十四

号とし、同項中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同項第十九号中「寄付金」を「寄附金」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第六十条第一項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「並びに同項第二十一号に掲げる賃金」を削る。

第六十六条第一号中「旅費」の下に「及び費用弁償（会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）第八條第二項の費用弁償及び会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）第八條第二項の費用弁償に限る。）」を加え、同条第八号中「契約しがたい」を「契約し難い」に改める。

第二百二十九条第二項第八号中「損害金」の下に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第三百三十四条中「年五パーセント」を「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第二十九條第一項本文に規定する財務大臣が定める率」に改める。

第二百十五條第五号中「中断する」を「更新する」に改める。

第二百十八條第七項中「指名債権」を「債権」に改める。

第二百二十二條第三項中「年五パーセント」を「国の債権の管理等に関する法律施行令第三十七條第一項に規定する財務大臣が定める率」に改める。

別表第一 山口県立豊北高等学校の項を削る。

別表第三 山口県東部家畜保健衛生所の出納員の項から山口県北部家畜保健衛生所の出納員の項まで、山口県立防府商工高等学校の出納員の項、山口県立宇部中央高等学校の出納員の項、山口県立小野田高等学校の出納員の項から山口県立下関西高等学校の出納員の項まで及び山口県立山口総合支援学校の出納員の項を削る。

別表第五（甲）1報酬の項中
 支出調書 を 支出調書
 表7賃金の項を削り、同表8報償費の項中「8」を「7」に改め、同表9旅費の項中「9」を「8」に、請求書を請求書に改め、同表10交際費

の項中「10」を「9」に改め、同表11需用費の項中「11」を「10」に改め、同表12役務費の項中「12」を「11」に改め、同表13委託料の項中「13」を「12」に改め、同表14使料及び賃借料の項中「14」を「13」に改め、同表15工事請負費の項中「15」を「14」に改め、同表16原材料費の項中「16」を「15」に改め、同表17公有財産購入費の項中「17」を「16」に改め、同表18備品購入費の項中「18」を「17」に改め、同表19負担金、補助及び交付金の項中「19」を「18」に改め、同表20扶助費の項中「20」を「19」に改め、同表21貸付金の項中「21」を「20」に改め、同表22補償、補填及び賠償金の項中「22補償、補填及び賠償金」を「21補償、補填及び賠償金」に改め、同表23償還金、利子及び割引料の項中「23」を「22」に改め、同表24投資及び出資金の項中「24」を「23」に改め、同表25積立金の項中「25」を「24」に改め、同表26寄付金の項中「26寄付金」を「25寄附金」に改め、同表27公課費の項中「27」を「26」に改め、同表28繰出金の項中「28」を「27」に改める。

別記第二号様式（その一）中「納入通知書兼領収書」を

に、

都道府県 コード	350001	口座番号	加入者名	山口県会計管理者
納入通知書兼領収書（領収証書）				
上記のとおり納付してください。		納付場所		
年	月	日	領収日付印	
山口県知事 印				
上記の金額を領収しました。				

を

上記のとおり納付してください。 年 月 日 山口県知事 印	領 収 日 付 印
上記の金額を領収しました。	

「公」 回覧代 (㊦㊧) 中「納入通知書兼領収書」や
 「公」 都道府県 350001 口座番号 加入者名 山口県会計管理者
 納 入 通 知 書 兼 領 収 書 (領収証書)
 「公」 「名称」や㊦㊧

「納付場所」	年 月 日
「納期限」	

「年 月 日までに」や㊦㊧。
 「公」 登記簿上の業代 (㊦㊧) 中「納入通知書兼領収書」や
 「公」 都道府県 350001 口座番号 加入者名 山口県会計管理者
 納 付 書 兼 領 収 書 (領収証書)
 「公」

上記のとおり納付してください。 年 月 日 山口県知事 印	納付場所
上記の金額を領収しました。	
領 収 日 付 印	

上記のとおり納付してください。

年 月 日

山口県知事 印

上記の金額を領収しました。

領 収 日 付 印

改め、同様式(ネ611)中「納付書兼領収書」を

⑤ 都道府県 350001 口座番号 加入者名 山口県会計管理者

納付書兼領収書(領収証書)

改め、「名称」を削り、

納付場所

「納期限」

年 月 日

「年 月 日までに」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



山口県告示第九十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百九号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

に改め、

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
下松市大字東豊井字開作九〇九の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、一・一・一ジクロロエチレン、シス一・一・一ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の実施による基準適合の確認

山口県告示第九十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年三月二十七日

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人社団松涛会安岡病院	下関市横野町三丁目一六番三五号	令和五、四、三〇
山口県立総合医療センター	防府市大字大崎一〇〇七七	三、三一
山口県厚生農業協同組合連合会長門総合病院	長門市東深川八五	一
医療法人社団成蹊会岡田病院	〃	〃
医療法人人生山会斎木病院	〃	〃

山口県告示第九十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区	住居	発起人	漁船損害等補償法百十三条第一項の届出をする漁業協同組合
三隅町加入区	長門市三隅下三八一二の三三三	上田 勉	山口県漁業協同組合
〃	〃	齋藤源太郎	〃

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦覧期間	縦覧場所
〃	〃	〃

三隅町加入 令和二年三月二十七日から同年四月十日まで 山口県漁業協同組合

山口県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

旧新別	路線名	終起
旧	新下関停車場稗田線	下関市秋根南町一丁目 下関市稗田西町
新	新下関停車場線	下関市秋根南町一丁目 下関市大字垢田



(五九) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
美祢市	平成二十九年五月十日から平成三十一年二月二十五日まで	美祢市地籍図 美祢市地籍簿	豊田前町保々及び美東町大田の各一部

二 認証年月日

令和二年三月二十七日

(六〇) ふぐ処理師試験の実施
 ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」とい
 う。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

令和二年六月二日(火曜日) 午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

令和二年七月八日(水曜日) 午前九時から

2 場所

山口市秋穂二島一〇六二

やまぐち総合教育支援センター

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規
 定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)
 で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。

実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

令和二年四月一日(水曜日)から同月三十日(木曜日)まで(郵送の場合は、四月
 三十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

区	分	提出先
---	---	-----

県内にふぐの処理の業務に従事する事業所
 (以下「事業所」という。)がある者

事業所の所在地を所管する保健所

県内に事業所がない者で、県内に住所がある
 もの

住所地为所管する保健所

県内に事業所及び住所がない者

山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番
 一号(郵便番号七五三―八五〇))

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内
 に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄
 本又は抄本を添付すること。)

(四) ふぐ処理業務従事証明書

(五) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第
 十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(三)及び(四)に掲げる
 書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万七千五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この
 収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得
 点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその
 旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活
 部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受
 験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三
 十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課
 (電話〇八三―九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復
 はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封
 の上すること。

(六一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県地方事務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

下関市山の田中央町、山の田東町、山の田本町及び山の田南町の一部

三 作業の期間

令和元年十月十五日から令和二年二月三日まで

(六二) 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年四月二十四日(金曜日)午後二時

二 開催の場所

岩国市山手町一丁目一五番三号

岩国市民文化会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
次のとおりとする。

(一) 変更する岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
次のとおりとする。

(二) 変更する岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年四月十七日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年四月十七日までの消印のあるものに限り、公

聴会において意見を述べることができ、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公

聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

することがあります。

(二) 及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

者又は公聴会において意見を述べることができ、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

者又は公聴会において意見を述べることができ、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市都市開発部都市計画課

玖珂郡和木町和木一丁目一番一号

和木町役場

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(六三) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」とい

う。)第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	洲鼻防波堤A、洲鼻防波堤B、洲鼻防波堤C、洲鼻小船護岸A、洲鼻小船護岸B、洲鼻浮棧橋、洲鼻揚場、洲鼻船揚場、洲鼻道路A、洲鼻道路B及び洲鼻野積場	下松市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施設」という。)の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)をすること。
 - (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受けること。
 - (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受領すること。
 - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
 - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間

(六四) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事

務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号 名古屋市中区錦三丁目七番九号 広島市中区銀山町三番一号 福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号	東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号 名古屋市中区錦三丁目七番九号

三 変更年月日

令和二年四月一日

(六五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字大王及び字大崎

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

積水ハウス株式会社

(六六) 県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年三月三十日から同年四月二十日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(六七) 県営川東西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営川東西地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営川東西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年三月三十日から同年四月二十日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

学校運営協議会の設置等に関する規則(平成二十七年山口県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

- 第一条第一項中「第四十七条の六第一項本文」を「第四十七条の五第一項本文」に改め、同条第二項中「第四十七条の六第二項第一号」を「第四十七条の五第二項第一号」に改める。
- 第二条第二項中「第四十七条の六第二項」を「第四十七条の五第二項」に改める。
- 第九条(見出しを含む。)中「第四十七条の六第四項」を「第四十七条の五第四項」に改める。
- 第十条中「第四十七条の六第六項」を「第四十七条の五第六項」に改める。
- 第十一条(見出しを含む。)中「第四十七条の六第七項」を「第四十七条の五第七項」に改める。
- 第十三条中「第四十七条の六第九項」を「第四十七条の五第九項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



山口県企業管理規程第三号

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局行政財産使用料徴収規程(昭和五十一年山口県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

三三〇円	三八〇円
四八〇円	五八〇円

を

に、「六六〇円」を「七九〇円」に、「五五〇円」

を「六五〇円」に、

九〇〇円

一、一〇〇円

に、「七四〇円」を「八八〇

円」に、「六五〇円」を「七八〇円」に、「三九円」を「四六円」に、

三三円	三三円
-----	-----

を

三八円	四円
-----	----

に、「二八円」を「三四円」に、

四円	二円
----	----

を
に、「三八〇円」を「四五〇円」に、

五円	三円
----	----

三二〇円	一九〇円
------	------

を

に、「二七〇円」を「三三〇円」に、「二三〇円」を「二七〇円」

三七〇円	二三〇円
------	------

に、「一七〇円」を「二〇〇円」に、「七七〇円」を「九二〇円」に、「六四〇円」を「七六〇円」に、「五六〇円」を「六八〇円」に、「一、一〇〇円」を「九六〇円」

に、「七六〇円」を「六七〇円」に、「二六円」を「一九円」に、

一九円	一三円
-----	-----

を

に、「二二円」を「二四円」に、「二三円」を「二七円」に、「二七

一六円	二三円
-----	-----

円」を「二〇円」に、「三五円」を「四一円」に、「二九円」を「三四円」に、「二五

円」を「三〇円」に、「四六円」を「五五円」に、「三八円」を「四五円」に、「三四

七〇円

を

八二円

に、「五七円」を「六八円」

に、

五〇円

六一円

に、「九三円」を「一一〇円」に、

七六円	一三〇円	一九〇円
-----	------	------

を

九二円	一六〇円	二三〇円
-----	------	------

に、「六七円」を「八一円」に、「一六〇円」を

「一九〇円」に、「二二〇円」を「二四〇円」に、「四六〇円」を「五五〇円」に、

「三四〇円」を「四一〇円」に、「二二円」を「二〇円」に、

八円	七六円	七六円
----	-----	-----

を

に、「一一〇円」を「九六円」に、「六二〇円」を「七三〇円」に、

七円	六七円	六七円
----	-----	-----

「五一〇円」を「六一〇円」に、

四五〇円	七六円
------	-----

を

五四〇円	六七円
------	-----

に改める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けている行政財産の使用に係る使用料で改正後の山口県企業局行政財産使用料徴収規程第二条の規定により算定した金額が改正前の山口県企業局行政財産使用料徴収規程第二条の規定により算定した金額を超えるものについては、なお従前の例による。

令和二年三月二十七日印刷
令和二年三月二十七日発行

発行人所

山口県知事